

法テラスの犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

(*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(**)をご提供します。

(**)刑事手続の流れ、各種支援制度など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介します。

ご紹介する弁護士は、弁護士会からの推薦を受けている犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士で、犯罪被害にあわれた方に二次被害を与えないよう心情に配慮しながら、法律相談を行い、必要に応じて、代理人として活動します。

また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度をご利用いただけます。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

弁護士を通じた援助制度の利用

民事法律扶助(法律相談援助・代理援助)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います(「代理援助」「遺贈作成援助」)。
例)損害賠償請求、保釈命令の申立てなど

援助要件

- ・収入等が一定額以下であること
- ・事前の見込みがないとはいえないこと
- ・民事法律扶助の趣旨に適合すること

日弁連委託援助(法律相談援助・代理援助)

殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど、生命、身体、自由に対する犯罪や、配偶者暴力(DV)、ストーカー行為による被害を受けた方やご家族の方などに、刑事裁判、少年審判及び行政手続等に関する援助を行います。
例)告訴・自発、事情聴取・法廷傍聴同行、記録閲覧、マスコミ対応など

援助要件

- ・収入等が一定額以下であること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間 平日9:00~17:00

北海道	札幌	0503383-5555	〒080-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル6F
	函館	0503383-5560	〒040-0063	函館市若松町8-7 三井生命函館若松ビル6F
	旭川	0503383-5566	〒070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F
	釧路	0503383-5567	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
東北	宮城	0503383-5535	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F
	福島	0503383-5540	〒960-8131	福島市北五老町7-5 イズム3ビル4F
	山形	0503383-5544	〒990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F
	岩手	0503383-5545	〒020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
関東	秋田	0503383-5550	〒010-0001	秋田市中通5-1-5 北都銀行本店別館6F
	青森	0503383-5552	〒030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支店ビル2F
	東京	0503383-5300	〒160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1-3F
	神奈川	0503383-5360	〒231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
中部	埼玉	0503383-5375	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F
	千葉	0503383-5381	〒260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qball(きぼーる)2F
	茨城	0503383-5390	〒310-0062	水戸市大町2-4-36 大町ビル3F
	栃木	0503383-5395	〒320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NHビル2F
近畿	群馬	0503383-5399	〒371-0022	前橋市千代田町2-5-1 新橋ビル5F
	静岡	0503383-5400	〒420-0853	静岡市葵区道守町9-18 静岡中央ビル2-11F
	山梨	0503383-5411	〒400-0032	甲府市中央1-12-37 甲府ビル1-2F
	長野	0503383-5415	〒380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんビル6F
中国	新潟	0503383-5420	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F
	愛知	0503383-5460	〒460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F
	三重	0503383-5470	〒514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル
	岐阜	0503383-5471	〒500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
四国	福井	0503383-5475	〒910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F
	石川	0503383-5477	〒920-0911	金沢市橋場町1-8
	富山	0503383-5480	〒930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F
	大阪	0503383-5425	〒530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館自1F
九州	京都	0503383-5433	〒604-8005	京都市中央区河原町通三条上る徳川ビル42 京都府会館5F
	兵庫	0503383-5440	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クススタワービル13F
	奈良	0503383-5450	〒630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
	滋賀	0503383-5454	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F
九州	福岡	0503383-5457	〒840-8152	福岡市十番丁15 市川ビル2F
	広島	0503383-5485	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島商ビル1-6F
	山口	0503383-5490	〒753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F
	岡山	0503383-5491	〒700-0817	岡山市弓町2-15 弓町シティセンタービル2F
九州	鳥取	0503383-5495	〒680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
	島根	0503383-5500	〒690-0884	松江市南田町80
	香川	0503383-5570	〒760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸ビル6F
	徳島	0503383-5575	〒770-0855	徳島市新島町1-31 徳島弁護士会館4F
九州	高知	0503383-5577	〒780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
	愛媛	0503383-5580	〒790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
	福岡	0503383-5501	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
	佐賀	0503383-5510	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
九州	長崎	0503383-5515	〒850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSSビル2F
	大分	0503383-5520	〒870-0045	大分市権崎町2-1-7
	熊本	0503383-5522	〒860-0806	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5F
	鹿児島	0503383-5525	〒892-0827	鹿児島市中央11-11 MY鹿児島第2ビル5F
九州	宮崎	0503383-5530	〒880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
	沖縄	0503383-5533	〒900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2-3F

お近くの「法テラス」のほか、コールセンターでもお問い合わせをお受けしています。

コールセンター 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

なくことないよ

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**

金銭の貸し借りなど、様々な法的な困りごとについては、**0570-078374**

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分 8.5円(税別)で通話することができます。

※PHS・IP電話からは、03-6745-5601(一般ダイヤルは03-6745-5600)にお電話ください。

犯罪被害者支援Q&Aシリーズ②

ドメスティックバイオレンス (DV)



夫から殴られても蹴られても、
たかが「夫婦喧嘩」、「痴話喧嘩だ」、「そのくらい当然」?
そんなことはありません。
暴力は配偶者間であっても許されるものではないのです。
配偶者からの暴力は人権侵害であり、
犯罪となる行為です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)
保護命令制度の拡充等を定めた改正法が、
2008年1月に施行されました。



(総合法律支援法に基づいて設立された法人です。)

Q1 ドメスティックバイオレンス (DV) とは何ですか？

一般的に親密といわれる関係にある人(配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など)から他方への暴力のことをDVといいます。

DVによる被害者については、DV防止法により保護が図られています。ただし、その対象とされているのは、**配偶者や内縁の夫・妻からの暴力**であり、恋人間の暴力については適用されません。

DV防止法において「配偶者からの暴力」とは、DV加害者である配偶者の以下の①又は②に該当する行動であると規定されており、殴る、蹴るなどの「**身体的暴力**」に限定されるものではありません。

- ①**身体に対する暴力**(身体に対する不法な攻撃で、生命又は身体に危害を及ぼすもの)
- ②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

Q2 離婚後や内縁関係においても、DV防止法による保護を受けられますか？ 外国人や男性はどうですか？

離婚の後、「元配偶者」から引き続いて暴力を受ける場合も、DV防止法による保護の対象となります。

同法において、「配偶者」には婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の夫・妻)も含まれ、また、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ること含まれています。したがって、**内縁関係(事実婚状態)**である場合やその解消後も、DV防止法による保護を受けることができます。

ただし、婚姻や内縁関係にある間は暴力や脅迫を受けておらず、**離婚や内縁関係解消後に暴力や脅迫が始まった**という場合には、DV防止法の対象とはならないため、**刑法等により対応**することになります。

なお、DV防止法の適用対象は、被害者の性別や国籍により限定されていないため、**男性や外国人がDV被害を受けた場合**についても、保護を受けることができます。

Q3 暴言を吐かれたり無視されるなどの精神的な暴力や、性的行為の強要などの性的暴力も、DVに当たりますか？

殴る、蹴る、凶器を突きつける、物を投げつけるなど、身体に対する直接的な攻撃だけでなく、**言葉による暴力や性的暴力もDVに当たります。**

【精神的暴力としてDVに当たりうる例】

大声で怒鳴る／「誰のお陰で生活できるんだ」「かいしょうなし」☒



などと言う／実家や友人と付き合うことを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする／何を言っても無視して口をきかない／人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言う／大切にしている物を壊したり、捨てる／生活費を渡さない／外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせる／子どもに危害を加えると言って脅す／殴る素振りや、物を投げ付ける振りをして、脅す

【性的暴力としてDVに当たりうる例】

嫌がっているのに性的行為を強要する／中絶を強要する／避妊に協力しない／見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

Q4 DV加害者である配偶者が近づかないようにすることや、家から出て行ってもらうことはできますか？

(1) 保護命令

「**身体に対する暴力**」又は「**生命等に対する脅迫**」を受けた被害者(被害後に離婚した場合や内縁関係の場合も含みます。)は、その後も、**加害者からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ**が大きいときは、**地方裁判所**に、加害者に対して**保護命令**を出してもらうよう申し立てることができます。

(2) 保護命令の内容

保護命令には、①被害者の身のつきまといや、住居や勤務先等の付近を徘徊(はいかい)することを6か月間禁止するもの(**接近禁止命令**)、②被害者の自宅から2か月間退去させ、当該住居付近を徘徊することを禁止するもの(**退去命令**。ただし、退去命令が発令されるのは、被害者と相手方が生活の本拠を共にする場合に限られます。)があります。また、①と併せて、被害者への接近禁止命令の効力発生から6か月間、被害者への一定の電話や電子メール等を禁止したり(**電話等禁止命令**)、被害者の親族等に対する接近禁止命令を発することなどもできるようになりました。

(3) 必要な手続

保護命令を出してもらうには、以下の手続が必要です。

申立書と証拠書類を相手方の住所地等を管轄する地方裁判所へ提出します。申立書に記載する申立人の住所は、実際の居所ではなく、住民票上の住所を記載すれば足ります。このほか、申立書には、加害者から身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた状況や配偶者暴力相談支援センター又は警察署へ相談をしたかなどについて記載します。警察署等で相談していない場合には、相手方からの暴力を受けた状況等を記載した宣誓供述書(公証人の前でその記載が真実であると宣誓した上で署名・捺印をした証書)を申立書に添付します。

裁判所は、申立書を受理した後、加害者である相手方に申立書、証拠書類の写し、呼出状を送り、原則として**申立人及び相手方から事情聴取**をします。裁判所は、このほか、申立人が事前に警察署等

へ相談した際の状況等を踏まえて判断し、保護命令を出します。

Q4 その他

加害者が被害者に接近する目的が、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情」又は「それが満たされなかったことに対する怨恨の感情」を充足することにある場合には、警察に赴き、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(「ストーカー規制法」)による警告を求める申出をすることができます。その後、加害者が警告に俯かず、同じ行為を繰り返す場合には、都道府県公安委員会に禁止命令を出すことを促す申出や、告訴を行うことも考えられます。

Q5 接近禁止命令が出ましたが、DV加害者である配偶者が子どもに近づいて連れて行きそうです。何とか阻止したいのですが、暴力を振るわれるのではないかと不安です。

未成年の子どもと被害者が同居している場合、DV加害者である配偶者が子どもを連れ戻しそうな言動をしているなどの事情により、被害者が加害者と会うと危険な事象となる可能性が高い場合があります。このようなときは、被害者本人に対する接近禁止命令の効力が生じてから6か月の間、子どもの身のつきまといや、住居や学校等、その子が通常所在する場所の付近を徘徊することを禁止する「接近禁止命令」を申し立てることができます。

子どもへの接近禁止命令は、被害者本人に対する接近禁止命令と同時に申し立てるか、既にその命令が出ていることが前提であり、これだけを申し立てることはできません。また、子どもが15歳以上の場合には、申立てに当たって子どもの同意が必要となります。

Q6 暴力を避けるために友人宅に身を寄せていますが、DV加害者である配偶者が実家に押しかけ、私の居場所を聞き出そうとしています。両親に危害が及ばないかと心配です。

DV加害者である配偶者が、被害者の親族等の住居に押しかけて、著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることなどにより、被害者がその行為を阻止するため、加害者と会うと危険な事象となる可能性が高い場合があります。このようなときは、被害者は、被害者本人に対する接近禁止命令の効力が生じてから6か月の間、親族等の身のつきまといや、親族等の住居や勤務先等の付近を徘徊することを禁止する「親族等への接近禁止命令」を申し立てることができます。ここで「親族等」とは、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している未成年の子及び加害者と同居している者を除きます。)をいいます。

親族等への接近禁止命令は、被害者本人に対する接近禁止命令と同時に申し立てるか、既にその命令が出ていることが前提であり、これだけを申し立てることはできません。また、申立てには、その親族の同意が必要となります。

Q7 電話やファクシミリ、電子メールで脅されていますが、止めさせることはできますか？

被害者は、本人に対する接近禁止命令の申立てと同時に又は命令がなされた後、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、接近禁止命令の効力が生じた日から6か月の間、DV加害者である配偶者に対し、以下のような行為の禁止を命じるよう申し立てることができます。なお、接近禁止命令の申立てをせずに、電話等の禁止命令だけを申し立てることはできません。

【禁止することができる行為】

面会の要求／無言電話／夜間(午後10時～午前6時)又は連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)／行動を監視していると思わせるような事項や名誉を害する事項を告げることなど

Q8 保護命令が出されると、どのように安全が確保されますか？

裁判所は、直ちに管轄する警察本部に保護命令を出した旨及びその内容を連絡します。警察本部は、申立人(被害者)と連絡を取り、現在の居所等を把握し、当該場所を管轄する警察署に対して、その旨を連絡します。

警察署では、緊急時に迅速に対応する準備をするほか、被害者の意向を尊重しながら、加害者に対し、保護命令の内容を守るよう注意・指導をするなどの対応をします。

また、保護命令申立書に、配偶者暴力相談支援センターに相談又は援助、保護を求めた旨の記載があるときは、裁判所は、保護命令を出したこと及びその内容を同センターに通知します。

なお、保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

Q9 配偶者からの暴力を直ちに避けるにはどうすればよいですか？

緊急を要する場合は、身の安全を確保することが大切です。110番通報するか、最寄りの警察署や交番、裁判所に行って被害を訴えてください。警察では、被害者の意向を尊重し、相談・防犯指導、被害者

の保護、DV加害者である配偶者の暴力の制止、加害者の指導・警告、検挙等、必要な措置を採ります。

また、配偶者暴力相談支援センター等が運営している一時保護施設(シェルター)の利用も検討してください。利用申込み等については、上記センターのほか、地方公共団体の福祉担当窓口や警察で相談することができます。

一時保護施設を利用することができるのは2週間程度です。原則として、子どもも同じ施設に入所することができます(年齢制限がある場合があります)。

一時保護施設に避難する場合は、自分の現金・衣類・健康保険証・年金手帳・預金通帳・カード・実印等、生活に必要なもの、重要なものを持参すると良いでしょう。また、配偶者からの追跡の危険がありますので、手紙の投函や、携帯電話の使用、友人や親族へ所在を知らせることなどは避ける必要があります。

Q10 離婚調停や離婚訴訟の際に、DV加害者である配偶者と裁判所で顔を合わせ、暴力を振るわれたり、居所を突き止められないかと心配です。

調停では、申立人(被害者)と相手方(加害者)とは待合室が別になっており、通常、交互に調停委員から呼び出されるため、調停成立時以外、顔を合わせることは原則としてありません。ただし、場合によっては、同席で調停を行うこともありますので、DV加害者である配偶者と顔を合わせないようにしてほしいなどという場合には、裁判所に対し、事前に事情を伝えて、これらに対する配慮を求めてください。

事情によっては、調停成立時に個別の意思確認を行ったり、開始時間と終了時間をずらすことにより、申立人が先に来て、先に帰るなど、相手方の待ち伏せを回避するための配慮がされることもあるので、裁判所に相談するとよいでしょう。

裁判になると、より専門的になるため弁護士を代理人につける必要性が高いでしょう。弁護士を代理人とした場合は、本人尋問や和解のとき以外は、本人が裁判所に赴く必要がないため、相手方と会うことはほぼありません。和解のときなども、相手方と直接会うことが避けられるよう、弁護士を通じて裁判所にご相談ください。

なお、いずれの場合も、被害者自身の居所ではなく、委任した弁護士の事務所等の連絡先を記載することで足りる場合があるため、代理人とよく相談してください。

Q11 離婚調停や保護命令について弁護士に依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、その方の経済状況等に応じて、無料で法律相談を行ったり(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行う(代理援助、書類

作成援助) 民事法律扶助業務を行っています。

利用する要件としては、①収入等が一定額以下であること、②勝訴の見込みがないとはいえないこと、③民事法律扶助の趣旨に適することが必要です。

弁護士費用等についてご心配な方は、最寄りの法テラス地方事務所にご連絡いただき、DVに関して相談したい旨を告げた上で法律相談援助をお申し込みください。

Q12 配偶者暴力相談支援センターとは、どのような機関ですか？

①被害者の相談に応じ、婦人相談員や相談機関を紹介すること、②被害者の心身の健康回復のために必要な指導を行うこと、③被害者の緊急時の安全確保や一時保護を行うこと、④被害者の自立促進のため、就業の促進や住宅の確保等に関する情報提供や助言をすることなどの業務を行う機関です。

都道府県に設置が義務付けられており、婦人相談所のほか、女性センターや男女共同参画センター等がその役割を担っています。また、市町村についても、設置するよう努めることとされました。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の安全の確保について、被害者に助言をしたり、警察等と連携して被害発生の防止に努めるなどの役割を担っています。このため、同センターで相談や援助を受けた被害者に係る保護命令が出されると、裁判所は速やかにその旨を通知することになっています。

Q13 DV加害者である配偶者から逃れて新しい生活を始めたいのですが、子どもと2人で生活していけるかどうか不安です。

新しい生活を始めるには、①一時避難先の確保、②職の確保、③生活資金の確保、④住宅の確保等が必要となります。

①については、配偶者暴力相談支援センター等が利用でき、②については、就職のための訓練等の就労支援制度、③については、生活福祉資金貸付制度や生活保護制度、児童手当、児童扶養手当等の制度、④については、地域によっては公営住宅の優先確保等の制度があります。

それぞれ、①③④については、地方公共団体の福祉担当窓口等、②についてはハローワーク等にお問い合わせください。

また、住民票については、交付や閲覧を制限する制度(支援措置)があります。警察署や配偶者暴力相談支援センターへ相談に行き、所定の申請をすると、本人やその代理人以外の人から、住民票の写しや戸籍の附票の交付請求があっても受け付けません。さらに、居所に住民票を移転していなくても福祉サービスを受けられる場合が

ありますので、担当窓口にお尋ねください。

なお、法テラスでは、各種支援制度や担当する相談窓口をご案内していますので、制度内容や担当窓口の連絡先が分からない場合には、お問い合わせください。

Q14 配偶者から殴られて骨折したのですが、処罰を求めることはできますか？

配偶者から受けた行為であっても、暴行や傷害、つきまとい行為等、刑法やストーカー規制法に触れる場合は処罰を求めることができます。

処罰を求める場合は、最寄りの警察署や交番等に被害を申告し、DV加害者である配偶者を処罰してほしい旨の意思を明確にしてください。

Q15 DV加害者である配偶者からの言葉の暴力がひどいため離婚したいのですが、相手が応じません。

離婚するには当事者の話し合いによる協議離婚がありますが、加害者と直接協議することが困難な場合には、家庭裁判所に離婚調停を申し立てることができます。家庭裁判所には申立書のひな形がありますので(裁判所のHPからダウンロードできます。http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/syosiki/syosiki_01_23.html)、必要事項を記載して必要な書類とともに提出してください。

離婚調停が不調になった場合には、家庭裁判所に訴訟を提起することになります。

この間、加害者からの暴力等について不安があれば、並行して保護命令の申立てをすることもできます。

Q16 付き合っている人が、携帯電話の着信履歴やメールを見るなど、私の行動を監視し、気に入らないと家から出られなくします。

恋人からの身体的・精神的・性的な暴力は、デートDVと呼ばれており、高校生や大学生等、若い男女の間でも起きています。

DV防止法では、「結婚している(していた)」「内縁関係にある(あった)」ことが適用基準となっており、デートDVについては保護の対象となっておりません。しかし、その加害行為の態様・程度によっては、刑法やストーカー規制法等が適用されることがあり、また、民事保全法に基づく仮処分の申立てや、加害者の暴力により肉体的・精神的被害を受けたことについて損害賠償請求を行うことなどの対応も考えられます。

※このほかにも、ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> でよくある質問と答を紹介していますので、ご覧ください。